

令和6年度介護保険制度改正等について

青森市 福祉部 介護保険課

令和5年度 介護サービス事業者等集団指導

令和6年度介護保険制度改正等について

◆ 趣旨

指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。）等については、介護報酬に係る改定と併せて、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3年に1度の改正を行ってきており、令和6年度においても関係省令について所要の改正が行われました（令和6年1月25日公布）。

これらの省令の改正に伴い「青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」等の市で定める関係条例についても改正を行います。

◆ 改正条例一覧

1	条 例	青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
	施設等	養護老人ホーム
2	条 例	青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
	施設等	特別養護老人ホーム
3	条 例	青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
	施設等	軽費老人ホーム

本資料は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、青森市の関係条例について主な改正内容を記載しています。詳細は後日逐条解釈でお知らせする予定です。

4	条 例	青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
	施設等	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売
5	条 例	青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
	施設等	介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
6	条 例	青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
	施設等	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護
7	条 例	青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
	施設等	介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
8	条 例	青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
	施設等	居宅介護支援

9	条 例	青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
	施設等	介護予防支援
10	条 例	青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
	施設等	介護老人福祉施設
11	条 例	青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
	施設等	介護老人保健施設
12	条 例	青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
	施設等	介護医療院

施行期日：令和6年4月1日

※ただし、（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所リハビリテーションについては、令和6年6月1日施行

医療機関と密接な関係にある、居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション(いずれも介護予防含む)については、診療報酬改定と同様に令和6年6月1日施行。

◆ 主な改正内容(社会保障審議会介護給付費分科会第239回(R6.1.22)「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正の主な内容について」等より抜粋)

(1)(介護予防)訪問リハビリテーション・ (介護予防)通所リハビリテーション

入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握

令和6年6月1日改正

- ◆ 退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の指定リハビリテーションを提供する際に計画の作成をするに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション計画書を入手し、内容を把握することを**義務化**

4

(1)は(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション共通の改正内容です。

入院中に実施していたリハビリテーションに関わる情報(利用者の健康状態、心身機能・構造、活動・参加、目標、実施内容、リハビリテーション実施に際しての注意点等)について把握することが必要です。

※令和6年6月1日改正内容です。

(2)(介護予防)小規模多機能型居宅介護

管理者の兼務

- ◆ 管理者の他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。

(3)看護小規模多機能型居宅介護

管理者の兼務及びサービス内容の明確化

- ◆ 管理者の他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。
- ◆ 「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化

(2) (介護予防)小規模多機能型居宅介護の改正内容です。

管理者の兼務について、他事業所のサービス(指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護医療院)に限定していたが、他のサービスの職務との兼務についても可能となります。

(3) 看護小規模多機能型居宅介護の改正内容です。

自宅での看護サービスに加え、サービス拠点(事業所)での「通い」「泊まり」の際も看護サービス(療養上の世話又は必要な診療の補助)が含まれることについて明確化します。

(4)(介護予防)福祉用具貸与

① 選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案

- ◆ 福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、十分説明することを**義務化**

② モニタリングの実施時期等の明確化、記録及び介護支援専門員への交付、貸与後の継続の必要性の検討

- ◆ 福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加
- ◆ モニタリングの実施結果を記録し、その記録を介護支援専門員へ交付することを**義務化**
- ◆ 選択制の対象福祉用具の貸与に当たっては、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討することを**義務化**

(4) (介護予防)福祉用具貸与の改正内容です。

- ①利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、貸与又は販売を選択できることについてメリット・デメリットについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うことが義務化されます。
- ②貸与のモニタリングを利用開始後少なくとも6月以内に適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員へ交付することが義務化されます。

※①及び②については、新たな制度であることから利用者に対し懇切丁寧な対応をお願いします。

(5)特定(介護予防)福祉用具販売

① 選択制の対象福祉用具の販売に係る利用者等への説明及び提案

- ◆ 福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、十分説明することを**義務化**

② 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状況の確認及び販売後のメンテナンス

- ◆ 選択制の対象福祉用具の販売に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することを**義務化**
- ◆ 選択制の対象福祉用具の販売に当たっては、利用者等からの要請に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努める。

(5)特定(介護予防)福祉用具販売の改正内容です。

- ①利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、貸与又は販売を選択できることについてメリット・デメリットについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うことが義務化されます。
- ②上記に記載のとおり、
 - ・特定福祉用具販売計画における目標の達成状況を確認することが義務化されます。
 - ・利用者等の要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、使用方法の指導や修理等を行うよう努めてください。また、利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供してください。

※①及び②については、新たな制度であることから利用者に対し懇切丁寧な対応をお願いします。

(6)居宅介護支援・介護予防支援

①公正中立性の確保のための取組の見直し

- ◆ 事業者が、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合及び各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合について、利用者に説明することを **義務化→努力義務へ見直し**

② 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング

- ◆ 利用者の居宅の訪問は、次に掲げる要件を設けた上で、少なくとも2月に1回（介護予防支援は6月に1回）訪問し、訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とする。
 - ①利用者の同意を得ること。
 - ②サービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - ・利用者の心身の状況が安定していること。
 - ・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。
 - ・介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

8

(6)居宅介護支援・介護予防支援の改正内容です。

- ①次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることに努めてください。
 - ア 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合
 - イ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合
- ②通常は少なくとも1月に1回のモニタリング（介護予防支援は3月に1回）ですが、を上記の条件を満たした場合、少なくとも2月に1回のモニタリング（介護予防支援は6月に1回）が可能となります。

(6)居宅介護支援・介護予防支援(続き)

③ケアマネジャーの1人当たりの取扱件数

- ◆ 指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準を以下の通りに見直す。
 - ①原則、「要介護者の数」に「要支援者の数に1/3を乗じた数」を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。
 - ②指定居宅介護支援事業所と指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ事務職員を配置している場合は、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とする。

④ 介護予防支援の円滑な実施

- ◆ 居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受ける場合の人員基準について明確化
 - ①介護支援専門員のみでの配置で可
 - ②管理者は主任介護支援専門員。指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は兼務可
 - ③居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算および中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。

(6)居宅介護支援・介護予防支援の改正内容です。(続き)

- ③介護支援専門員の員数は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1必要であった人員基準について上記の通り見直されます。
- ④令和6年4月より居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、記載の通り見直しを行います。

(7)(介護予防)特定施設入居者生活介護・ 地域密着型特定施設入居者生活介護

①生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的柔軟化

- ◆ 生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討し、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組が行われている場合、事業所に置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上とする。

②（介護予防）特定施設入居者生活介護における口腔栄養管理の強化

- ◆ 口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理の実施

※3年の経過措置期間あり

(7)(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の改正内容です。

①要件

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において必要な「安全対策」について検討していること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを複数活用していること。
- ・職員間の適切な役割分担の取組等をしていること。
- ・上記取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることがデータにより確認されること。

②具体的内容

- ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- ・上記の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に見直すこと。
 - イ 助言を行った歯科医師
 - ロ 歯科医師からの助言の要点
 - ハ 具体的方策
 - ニ 当該施設における実施目標
 - ホ 留意事項・特記事項
- ・医療保険の歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。

(8)居住系サービス共通(介護予防含む)

① 協力医療機関との連携体制の構築

- ◆ 高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合のため、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等との連携体制を構築する。

② 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

- ◆ 事業所内の感染者への診療等を迅速に行うために第二種協定指定医療機関との間で新興感染症発生時等の対応を取り決めるよう努める。また、協力医療機関が協定指定医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを**義務化**

(9)介護老人福祉施設

緊急時における対応方法の定期的な見直し

- ◆ 配置医師及び協力医療機関の協力を得て定め、1年に1回以上見直しを行うことを**義務化**

(8)居住系サービス共通の改正内容です。

- ①以下の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めること。
 - ア 医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合の対応を確認すること、また協力医療機関の名称等に変更があった場合は市に提出すること。
 - ウ 利用者が医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合、再入所させることが出来るよう努めること。
- ②感染症の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう定めること、また、協力医療機関が協定指定医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務化。

(9)介護老人福祉施設の改正内容です。

1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(10)地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

緊急時における対応方法の定期的な見直し

- ◆ 配置医師及び協力医療機関の協力を得て定め、1年に1回以上見直しを行うことを**義務化**

(11)施設系サービス(共通)

①ユニットケアの質の向上のための体制の確保

- ◆ ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努める。

② 協力医療機関との連携体制の構築

- ◆ 高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合のため、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等との連携体制を構築する。

③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

- ◆ 事業所内の感染者への診療等を迅速に行うために第二種協定指定医療機関との間で新興感染症発生時等の対応を取り決めるよう努める。また、協力医療機関が、協定指定医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを**義務化**

(10)地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の改正内容です。

1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(11)施設系サービス(共通)の改正内容です。

- ①ユニットケア研修:2023年は年間3回の研修(オンライン)が行われており、2024年も同様に実施される見込みのため、受講するよう努めて下さい。
- ②以下の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めること。
(3年の経過措置有)
 - ア 医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合の対応を確認すること、また協力医療機関の名称等に変更があった場合は市に提出すること。
 - ウ 利用者が医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合、再入所させることが出来るよう努めること。
- ③感染症の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう定めること、また、協力医療機関が協定指定医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務化。

(12)短期入所系サービス(介護予防含む)共通

ユニットケアの質の向上のための体制の確保

- ◆ ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努める。

(13)短期入所系、居住系、多機能系、施設系サービス(介護予防含む)共通

介護現場の生産性向上

- ◆ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を**義務化**

※3年の経過措置期間あり

(12)短期入所系サービス(介護予防含む)の改正内容です。

ユニットケア研修:2023年は年間3回の研修(オンライン)が行われており、2024年も同様に実施される見込みのため、受講するよう努めて下さい。

(13)短期入所系、居住系、多機能系、施設系サービス(介護予防含む)の改正内容です。

介護現場の生産性向上:現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて委員会の開催が義務化されます。

(14)全サービス共通

① 運営規程等の掲示に係る見直し

- ◆ 運営規程等の重要事項について、事業所への掲示だけでなく、インターネット上で閲覧できるよう、「書面掲示」に加え、ウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）への掲載・公表を**義務化**

※1年の経過措置期間あり

② 管理者の兼務範囲の明確化

- ◆ 管理者の兼務できる範囲は、管理者がその責務（※1）を果たせる場合において、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化。
 - ※1 管理者の責務とは、管理者利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うこと。

(14)全サービス共通の改正内容です。

- ①掲載・公表の内容は、事業所の運営規程の概要等の重要事項、居室及び食堂の広さ、届出事項、特別な即時の提供に係る情報(内容及び料金等)となっています。
- ②同一敷地以外の施設、事業所の兼務が可能となるが、管理者の兼務については、利用者の状況や職員及び業務の一元的な管理・指揮命令の責務を果たせる場合に限り可能となるものですので、適切な対応をお願いします。

(14)全サービス共通(続き)

③ 身体的拘束等の適正化の推進

(短期入所系サービス、多機能系サービス共通)

- ◆ 身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の設置、指針の整備、研修の実施)を**義務化**

※1年の経過措置期間あり

(訪問系サービス、通所系サービス、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援共通)

- ◆ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を**義務化**

※居住系サービス、施設系サービスは既に義務付け済。

(14)全サービス共通の改正内容です。(続き)

(短期入所系サービス、多機能系サービス共通)

- ・委員会の開催(3か月に1回) ※身体的拘束に該当する事例がない場合でも必ず開催
 - ・指針の整備
 - ・研修を定期的及び新規採用時に実施すること
 - 年2回以上:施設系、居住系
 - 定期的実施:そのほかのサービス(令和6年度から義務付けとなる短期系、多機能系においてはR7.3.31までの経過措置あり)
- 以上が義務化されます。

(訪問系サービス、通所系サービス、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援共通)

やむを得ず、身体的拘束等を行う場合の記録が義務化されます。

関連データ等掲載箇所

【1】 改正後の条例については、3月下旬以降、青森市ホームページに掲載しますのでご確認ください。

- ◆ 青森市ホームページ (<http://www.city.aomori.aomori.jp>)
ホーム>福祉・健康>介護保険>お知らせ>「青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等のお知らせ

【2】 制度改正等については、下記のホームページ等にて確認ください。

- ◆ ワムネット (<https://www.wam.go.jp>)
トップ>行政情報>高齢・介護>高齢・介護全般>「介護保険最新情報」

- ◆ 厚生労働省 (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126698.html)
 - ・「令和6年度介護報酬改定の主な事項について」
 - ・「令和6年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案」

【3】 介護給付費算定に関する届出について

- ◆ 青森市ホームページ (<http://www.city.aomori.aomori.jp>)
ホーム>福祉・健康>事業者のかたへ>福祉・介護事業者>高齢福祉・介護サービス事業>申請・届出>介護給付費算定に係る体制等に関する届出

改正後の条例は3月下旬に青森市ホームページへ掲載しますが、その他制度改正等については、ワムネットや厚生労働省のホームページを確認してください。また、改正に伴い、介護給付費算定に関する届出に変更がある場合は、ホームページに様式がありますので確認してください。